

北宋前期の資格論と財政官僚

板橋眞一

序

第一章 資格とは

第二章 資格任用以前の財政官僚

第三章 仁宗朝以降の財政官僚

結語

序

281

北宋前半期にあつては、國家財政を司る中央機關として三司が設置され、中書・門下省及び樞密院と共に國家機關の中樞を形成していた。この三司は五代の制度を承け、新生宋王朝の中央集權體制を維持する上で重要な位置を占めた。その存續期間は、元豐五年（一〇八二）王安石の新法推進過程で解體されるまでの百二十餘年に及んだ。この間に於ける三司の機構とその變遷については、周藤吉之氏の論考に詳細である。⁽¹⁾氏の所論「北宋の三司の性格」によれば、歴代三司使・副使の變遷表に依據して宋初・眞宗朝・仁宗朝・神宗朝と各々時期を劃し、三司使の地位のピークを眞宗朝・仁宗朝期に置くという相として捉えられている。また、三司副使・轉運使・發運使との人事異動關係から、その統轄關係をも考察されている。前者の問題に於いては、その三司使を長官に頂く三司と地方の轉運使を含む財政機構の活動がどの様に變遷し

ていったのかという検討がなされねばなるまい。それに關連して、三司使以下、副使・轉運使・發運使といった財政關係の差遣の昇進コースが當該期にどの様に機能していたかが問題となろう。

先に梅原郁氏は『宋代官僚制度研究』を著し、第三章「差遣——職事官の諸問題」で、「資序」という問題を扱われたが、その中で當時、官僚の一般的な昇進コースの一つにこの三司・轉運使系の差遣がビルト・インされていたという事實を指摘された。⁽²⁾この問題もまた北宋時代の三司を考える上で重視していかねばならない。

さて、本稿の表題に掲げた財政官僚とは、文字通り國家財政の運用に當たる官僚であるが、その意味に於いては、古來よりいかなる時代にもその存在と活動はみられたに違いない。事實、歴史上にはしばしば財政長官としての特異な能力を有する存在が見られる。漢代なら桑弘羊、唐代なら劉晏等が擧げられようか。北宋に先立つ五代の戰亂期の財政官僚を見てみよう。軍閥割據の混亂期にあって、彼らに求められた能力はやはり軍需の效率的動員であつたろう。この時期、中には孔謙(後唐)のような苛斂誅求の徒も出現した。しかし、何より目を引くのは、五代後漢末の三司使王章の主張である。『新五代史』卷三〇 史弘肇傳には、武臣史弘肇と三司使王章の宴席での會話を次のように記している。

弘肇曰く、「朝廷を安んじ、禍亂を定むるは、直に長槍大劍を須るのみ。毛錐子の若きは安んぞ用ふるに足らんや。」
三司使王章曰く、「毛錐子無くんば、軍賦何れより集めんや。」毛錐子とは蓋し筆を言う也。弘肇黙然たり。

國家の安定には長槍大劍こそが必要なのだ、どうして筆など必要としようか、と目をむく史弘肇に、王章は筆無しでどうやって軍事費を集められるのか、と問いつめる。武斷一邊倒の軍閥社會にあつてもその財政基盤を支えたのはかかる財政官僚であつた。

また、同じく『新五代史』卷三〇 王章傳には、

(王章)然れども尤も文士を喜ばず。嘗て人に語りて曰く、「此の輩一把の算子を與ふるも、未だ顛倒するを知らず、何ぞ國に益することあらんや。」

とも見え、彼のいわゆる文士に對する見方にもかなり手厳しいものがある。文士連は算盤の扱い方もろくに分らない。彼の頼みとするものは筆と算盤であり、武人も文人も皆俺が養つてやっているのだと言わんばかりの自信である。もちろんこれは軍費支出の根幹を握り、國家財政を實際に左右していた王章の自負がそうさせるのである。だが、ここには武人や文人とは性格を異にする別個の存在としての自覺が見られはしないか。

降つて北宋朝に入るや、かかる存在と意識はどの様な形であるの三司と呼ばれる大規模な組織に組み込まれていったのであるうか。本稿では、おもに資格・資序なる制度が三司の構成に與えた影響を追うことを通じて各時期の財政官僚のあり方を檢證することに主眼を置くことにする。

第一章 資格とは

資格なる宋代官僚制度上の用語については、既述の通り梅原郁氏の著書『宋代官僚制度研究』に詳しい。しかし行論上ここでその概略に觸れておくことにする。

宋代官僚の昇任の仕方には、寄祿官の昇進とは別の體系であるいわゆる差遣上の昇進が存在した。數多くある差遣を各々のランク毎に區分したカテゴリーが資序（資格序列）と呼ばれるものである。官僚たちは、この資序の下のランクから順を追つて昇格していくことになる。『古今源流至論』前集、卷七「資格」には次のように見える。

列聖以來資格甚だ嚴たり。其れ某人を用ひんとするや、必ず嘗て某資を歷すと曰う也。守よりして憲、憲よりして漕、漕よりして三路使、三路使よりして三司副使、是に至り方めて待制に除せらる。

つまり、誰かを任用しようとする時には、その人物が今までどういう資序を歴任してきたかが問われることになる。その資序とは、守（地方長官）から憲（提點刑獄使）次いで漕（轉運使）、三路使（西北三路の轉運使）、三司副使を経てはじめて待制の地位にたどりつくという諸階梯を指している。前引『古今源流至論』前集、卷七「資格」の條には、夾註に『官制舊

典』を引用してその詳細を記す。(3)

(A) 官制舊典、祖宗人を用ひんとするや必ず資格を嚴にす。三人制科入等に第するを賜はらば、自ら次を待たずして擧せられ、猶ほ試するに民事を以てす。故に三人皆通判に擢せられ、制科簽判に除せられ、一任して還らば館職を試し、或は言路に擢せられ、其の帖職に因り、遂に省府に除せられ、判官に擢せられ、循して三司副使に至る。言官は臺諫を歷し、循して侍御史知雜事に至る。乃ち不次任用の到す所なり。

(B) 自餘各資序を論ず。一兩任にして通判に升り、兩任を歷して初任知州資序に升り、正運判と爲る可し。若し提刑・知節鎮に除せらるれば、權字を帶し、第二任にして正知節鎮よりして權知大藩たる可し。次いで初任提刑資序に升り、正知大藩よりして權轉運副使たる可し。第二任にして、正に運判に除せられ、轉運使に轉ず。凡そ三路使は各一等を高くし、兩任提刑にして、轉運使資序に外(升?)し、若し三路及び發運副使に除せらるれば、權字を帶し方めて帥を領ず。兩任にして三路使資序に升し、若し發運使に除せらるれば、權字を帶し、一任にして三司副使資序に升す。正に此の如くして方めて待制及び三路帥に平除せらるる也。朝廷藩府監司に除する毎に、必ず某資序を理せしむとの指揮有り。(下略)

ここで、(A)は、「三人賜第制科入等」の場合の特例であり、「不次任用」の抜擢に與る者の例外的昇進コースである。(B)には「自餘各論資序」とある様に一般的な官僚のそれであると理解されよう。この史料から明らかかなように、各資序に對應する實職にはいくらかの幅がある。それ故朝廷は、某人がなんらかの實職につく際には、その職において何の資序を理めよという指揮を出す必要があったものであろう。

梅原郁氏が述べるように、資序の名目に表現される實職名は、多くの官僚の經歷を見ると、概ね昇進過程の主流と見ることが可能である。梅原氏は『續資治通鑑長編』(以下『長編』)卷四〇四 元祐二年八月癸未の文彦博の上言を基本に、箇條書に解説を施しておられる。詳細はそちらを参照して頂くことにするが、果して全ての官僚がこの経路をたどって昇

進んでいったのだろうか。梅原氏は墓誌銘に残された経歴から幾人かの官僚の例を引き、この経路と各々の経歴とは仁宗時代を中心にしてほぼ妥當するであろうと述べられた。⁽⁴⁾

また、ハバート・M・ハートウエル氏は、所論“Financial Expertise, Examinations, and the Formulation of Economic Policy in Northern Sung China”中で用いられた集計表「百人の財政官僚の遷官序列」に於て、ある官僚が自分の経歴で何番目のポストとして如何なる實職についたかを、實職ごとの平均を算出することによって順序付けることに成功した。⁽⁵⁾これによれば、上位から三司使・副使、鹽鐵使、群牧使、河北路都轉運使、河東路轉運使、陝西路都轉運使、戸部使、提舉在京諸司庫務、鹽鐵副使、河北路轉運使、發運使、度支使、度支副使、京西路轉運使、陝西路轉運使、兩浙路轉運使、戸部副使……と、先のモデルに比較的近似した平均値の序列が示されている。だが筆者としては、ハートウエル氏が百人の財政官僚として選んだ人物の基準が、主に『皇宋十朝綱要』に載せる三司使のリストであること、資序という制度が導入された歴史的契機への言及が無いことに不満を持たざるを得ない。三司や各路轉運使の實職を経ることが即ち「財政官僚」の要件とするのは果たして妥當だろうか。

「財政官僚」の問題はひとまず措き、この資序という制度がどの様にして官僚序遷に導入されてきたのかを見ることがしよう。

先にも觸れた通り、資格による序遷とは、一定年限をある差遣で勤めあげた場合、その資格を得たものとして次の資格に屬する差遣に昇進するというもので、いわば年功序列的な昇進方法であったとみてよい。北宋・高承の『事物紀原』卷四 官爵封建部には、

循資、唐選舉志、開元十八年裴光庭始めて循資格を作る。賢愚一概に必ず格と合すれば、乃ち銓授するを得。年を限り躡級せしめ、踰越するを得ず。今に於いて以て利と爲す也。

と見え、唐代裴光庭の制定した循資格の延長上に宋代の制度がとらえられていることが知られる。それではその運用につ

いて、北宋初期の實態を見てみると、建國直後の建隆二年（九六一）五月の『長編』卷二の記事には、

舊制、文武常參官は各々曹務の閑劇を以て月限と爲し、考滿すれば即ち遷す。上、宰相に謂ひて曰く、是のごときは循名責實の道にあらず。たまたま監門衛將軍魏仁滌等、市征を治めて羨利有り。己卯、並に詔ありて秩を増す。因りて歲月序遷之制を罷む。

とある。「舊制」では文武常參官の間では任務の繁閑でそれぞれに月限を定め、その月限をもつて決めた一考の期限が過ぎると昇進していたものらしい。これは前述の「循資格」による昇進と類似のものと思われる。しかしここに至つて、太祖はその方法が官僚の名實を顯揚する道ではないと考え、當時商稅收入の増大に力があった魏仁滌に期日を待たずに昇進を許したのである。これ以後、「歲月序遷之制」は罷められることとなった。成績によつて昇進が決まるいわば能力主義的な手法が導入されたことになる。

ところで、『長編』卷三に見える翌年建隆三年（九六二）十月の記事には、

十月癸巳、有司新たに刪定せし循資格・長定格・編敕格各一卷を上す。

と見え、新たな「循資格」が上進されていることが分かる。能力主義が提唱される一方で先の循資格に見られる年功序列主義が新たに整備されてくるという矛盾したことがこの時期起きつつあることになる。更に『長編』卷五 乾德二年（九六四）正月の記事を見ると、

甲申、上、選人食貧なる者衆きを以て、吏部流内銓に詔し四時參選を聽す。仍ほ翰林學士承旨陶穀等に命じ、本司官と重ねて循資格及び四時參選條を詳定せしむ。

とあり、太祖が、選人の「四時參選」を行うに當たり、陶穀等に命じて循資格と、四時參選の條文を評議させた事が分かる。これは、建隆三年十月に刪定された循資格に更に手が加えられたものであるが、その制度が對象としたのは「四時參選」との係わりから選人クラスの官僚であったと考えられよう。更に半年後、『長編』卷五 乾德二年七月庚寅の條に

は、

中書門下、重ねて詳定せし翰林學士承旨陶穀議する所の少尹幕職官參選條件を上す。(下略)

と見え、「少尹幕職官參選條件」の内容が知られる。この「條件」が實施に移されたことは、呂中『大事記講義』⁽⁶⁾卷二「頒循資格」に、

乾徳三(一〇二)年七月陶穀定めし選法を上る。詔して之を行はしむ。是より銓法漸く倫有り。

とあることから知られる。しかしこれに續けて、

又上、銓衡止だ資歴に憑らば、英俊或は下僚に沈むを慮り、命じて選人の升擢に堪ふる者を取りて之を上らしむ。

と見え、呂中の案語として、

既に歲月序遷法を罷む。而して後循資格を頒ち、既に陶穀に命じ選法を定めしむ。而して又吏部に命じ、選人の升擢に堪ふる者を取りて之を上らしむ。誠に以へらく資格は固より拘す可からず、亦廢す可からざるなり。資格を以て人を用ふるは有司之法、不次を以て人を用ふるは人主之權なり。嘗て國初を攷ふるに有爲の小官にして其の望已に卿相と爲るに足れば、其の久しきに至るや亦た卒に之と爲す。(夾註)國初は不次に人を用う。

とも見える。建國當初に於いて「歲月序遷之法」がやめられ、成績によつて昇進が左右される能力主義が導入されたのは先に見た通りである。一方、選人や下級官僚を對象に徐々に資格任用の基盤が固められていった。この時期、皇帝の目が届く範圍では能力主義が、下級官僚の世界では資格による任用が並存して機能していたと見なすことができよう。

この後、『長編』卷一四 開寶六年(九七三)の條には、

是の歳、參知政事盧多遜・知制誥扈蒙・張澹に命じ、見行の長定循資格及び泛降制書を以て、違異を考正し、重複を削去し、其の闕漏を補ひ、參校詳議して悠久に用うべき文を取り、長定格三卷を爲る。旨有り、選數集人取解出身科目を限り、銓司は注擬・加選・減選の狀を檢勘し、南曹は用闕・年滿・伎術・考課・春闈・雜處分を檢勘せよ、と。

塗注乙凡そ二十條、總べて二百八十七事、循資格一卷、制敕一卷、起請條一卷、書成り、之を上り、頒ちて永式と爲す。是より銓綜益々備有り。(來註) 循資格を重定するは、實錄七月己未に在り。今本志に従いこれを歲末に繫く。と見え、前記の循資格が更に訂正を加えられ、「永式」となされている。

太宗時代に入ると、淳化四年(九九三)には、資格任用の風潮が一層進展したと考えられる。王栎『燕翼論謀錄』卷五には以下のごとく見える。

國初、人才を擢用するに資序を問はず、初めて京官に補せらるるや便ち知州に除せられ、或は通判に差せらるる有り。既に仕塗の艱苦を知らず、小官往往にして其の慢視に遭う。又た且つ未だ民事を歴せざれば、民間の疾苦を諳ぜず。淳化四年十月庚午、蘇簡簡上言すらく、「初めて京官に任ぜられ未だ州縣を歴せずんば、知州・通判に擬するを得ざらんことを。」と。詔して之に従ふ。然れども惟だ之を常調に施すのみ。人主の特除の若きは、則ち又此の例に在らず。……

すなわち、建國當初は任用に當たつて資序が問われることなく、京官となるや直ちに知州・通判に任ぜられることがあつた。そのため地方官としての経験や苦勞も知らず、民間の事情にもうとい資質に缺ける官僚が世に出るといふ弊害が起つたものらしい。これに對し蘇簡簡が、州縣の實務を経験しなければ知州通判に差すべきではないとの是正策を上言し、これが採用されることとなつた。なるほど『長編』卷三四 淳化四年十月壬戌の條には、

審官院に詔すらく、「自今京朝官の未だ州縣を歴せざる者は、知州通判に任ずるを得ず。」と。翰林學士承旨蘇簡簡の請に従ふ也。

と見え、この事實を裏づける。ただし「これを『常調』に實施するのみ」とある通り皇帝による不時の拔擢はあり得たのであろうが、知州までの資序がこの間整備されてきたことは間違いない。何れにせよ、地方官の差遣に資序の階梯を設定することは地方行政實務の習熟が促されるといふ成果を期待したものであつたことは確かである。

ただ、この裏面の實情についても指摘しておかねばならぬことがある。『長編』卷四四 咸平二年（九九九）三月の條には、

丙辰、度支郎中裴莊等に命じ江南兩浙を分詣し、廩粟を發し饑民を賑はし、其の田租を除かしむ。莊使して還りて言はく、「池州・興國軍に良吏を得たるも、餘は稱するに足る者無し。」と。且つ言ふならく、「朝廷命ずる所の知州・通判は、率ね資考を以て授けたれば、因循偷安にして政術無く、繼いで親民を得る者有るに至る。其れ素より公器を蘊にして政績有る者も、偶々公坐に縁らば、則ち黜司せらる。冗務・眞偽辨ずる莫く、僥倖滋深し。自今望むらくは其の人を遴選し、資格を以て授くること勿く、其政績有る者は恩禮を加へられんことを。」と。

と見える。ここでは、先の淳化四年の上言通り知州・通判に資格による任用が導入された事を明らかにするが、その弊害として、任用が安易に流れ、さしたる實績もないのに資格取得により苦もなく親民差遣につけられるという事態が見られるに至ったことをも指摘する。裴莊は、先の蘇易簡とは逆に資格による任用をやめ、實績あるものを慎重に選んで任用すべき事を求めている。この主張からは、能力主義への志向が讀み取れるであろう。

對照的な二つの現象が、ほぼ同じ時期に報告されている。蘇易簡が抱いていた「資序を問わず」知州・通判に差すことへの批判は「僥倖」によってポストを得ることへの批判であった。「人主の權」たる不次任用は、「有司の法」たる資格任用に比して「人主」の聰明かつ公平な官僚任用觀を待つて初めて實現する。しかしそれを全部の官僚に推し及ぼすことを期待することはできない。

反面、任期の計算のみで昇進する資格任用の仕組みは、官僚たちにとって「公平」な出世の機會を約束する。が、その安易な運用が官僚自身を變質させ腐敗させていく。以後の「資格論」はこの二つのあり方の何れを是とすべきか、という問題をめぐって展開されるが、ここではとりあえず蘇易簡・裴莊の持論を各々の先驅として紹介するにとどめる。

さて、先に見た資格任用の實例はその上限として知州・通判に適用されたものであった。これが三司・轉運使を含む體

系に整備されていくのはいつごろであったろうか。これは個々の官僚の履歴を調査すれば明らかになるはずであるが、ここでは梅原郁氏の北宋仁宗時代に資格の體系と現實の官僚の差遣とがほぼ整合されるという指摘にその回答を見いだしておく。

一體、循資格のような手法が實施に移されるのは如何なる機會においてであろうか。一つには前述したように「人主（皇帝）」が主體的に官僚人事に關與し得なくなり、主たる人事權が吏部の手に重心を移していく時點に求められよう。これは單に皇帝の能力如何ではなく、ポスト數と官僚數の増加が契機として考えられる。資格任用の問題は、宋代一般にいわれる「冗官」「員多闕少」といった問題と密接に關連していると思われる。

第二章 資格任用以前の財政官僚

前述したように、問題の「資格」任用が廣範に施行されたのは仁宗朝以後の事であるとされる。とするならば、當時の官僚人事の動向もこの時期を境に二分して考えることが可能であろう。先にも見た通り、資格の階梯中には轉運使・發運使・三司副使・三司判官といった重要な財政關連の差遣が組み込まれていた。これらのポストも資格導入の時期を境にして實態を考えてみる必要がある。資格取得の要路としてのポストと官僚たち。資格任用の實施時期を無視して彼らを「財政官僚」と一括してしまうのは些か亂暴である。先ず、北宋初期の代表的財政官僚である陳恕を例にとってその在りようを概観してみたい。

陳恕、字は仲言、洪州南昌の人とある。北宋に仕える以前は南唐の縣吏であったものが、王明（後に三司鹽鐵使）に見いだされ太平興國二年に進士となった。⁽⁷⁾ 地方官在職中に胥吏の姦惡摘發に才能を發揮し、同判三司勾院、度支判官を経て知大名府に出で、同地の城隍改修事に辣腕をふるう。再び中央に戻り、三司戶部副使となる。また外任に轉じ河北東路營田制置使、知代州等から三司鹽鐵使に昇格した。この時太宗は彼の「心計」あるを喜び、自ら殿柱に「眞鹽鐵陳恕」と記

したとされる。

彼の功績は主として北宋前期財政の基調を形成する三司機構の整備と財政政策の確立にあった。その政策は長く「舊貫」として三司使に重んぜられていた。

このように半ば傳説化した名三司使としての陳恕を、後代の人はどの様に評價していたろうか。司馬光は「論財利疏」の中でこのように記している。⁽⁸⁾

先朝の陳恕三司を領すること十餘年、今に至るまで、能く財賦を治めし者は恕を以て首と爲すと稱せらる。豈に恕の材智獨り人に異ならん哉。蓋し久しく其の職に従事するを得し故也。

陳恕が十數年の長きにわたって三司を統轄し、その名聲を今に傳えることが可能であったのは、別に彼の才能が人並はずれたものであったからではない。そのポストに長く留まることが出来たから可能であったのだ、と司馬光は述べる。これは陳恕の人物評價というよりは、財政をあつかう専門職のあり方を述べたものである。次いで彼はこうも言う。

副使判官に至るまで、其の事に堪ふる者も亦未だしばしばは易えざる也。是を以て先帝屢々大禮を行い、東封西祀、廣く宮觀を修め、而して財用餘有る者、人を用ふるや專にして之に任ずるや久しき故也。

この中で、司馬光は三司副使・判官が職掌を移動せず三司の中でじっくりと財政に取り組み得た「先朝」のあり方を理想として提示する。ここで言われる「專」「久」という言葉に全てが盛り込まれているように思われる。(以下、當時の實状と改革案が述べられるが、それは後述する。)

この史料中、「先帝屢行大禮、東封西祀、廣修宮觀」と見えるが、これは眞宗皇帝が行った封禪をはじめとする一連の祭祀・宮觀建築事業を指している。この事業の政治的・經濟的背景には後に姦人のレッテルを貼られた丁謂らの一黨が存在したことは周知の通りである。ここで、なぜか司馬光は三司に勢力を張った丁謂のグループには一言も觸れていない。とすれば、財政官僚としての丁謂グループについて、司馬光に代わって言及しておくのもあながち無意味とは言えない。⁽⁹⁾

丁謂・林特を中心とする茶法改革のあらましについては、佐伯富氏の諸研究を参照して頂ければ明らかである。⁽¹⁰⁾ ここでは「丁謂黨」人のプロフィールと実績を追うことにより、眞宗朝期までの財政官僚像を描出する事に専念したい。

「丁謂黨」人と一括するが、本稿では景德二年（一〇〇五）に開始された茶法改革に参畫した丁謂・林特・李溥・劉承珪を絞って考察の對象とする。

茶法改革と言っても、この時期にあつては茶法單獨の制度的改革にはとどまり得ない。茶・鹽といった專賣法の改革の背後には必ず西北邊の軍糧入中間題が存する。これらの物資は多く軍糧の代償として商人へ支給されるため、戰略物資的價値を有することになる。彼ら「丁謂黨」人の經歷を見ると、いずれもその事情に通じていたことをうかがわせる。

例えば、丁謂や林特は四川・陝西・河北という邊境にあつて軍糧調達の實務經驗があり、現場での危機感を直接に認識し得る位置にあつた。また李溥・劉承珪にあつては各々三司の小吏出身であつたり、内藏庫設置以來三十年間の管理者であつたりといつた、錢穀運用の經驗と習熟を等しく經た存在であつた。⁽¹¹⁾

このような財政の専門家集團がいかなるポストを占めて改革に従事したかを見てみよう（附表参照）。

景德二年の段階に於て、丁謂は權三司使、林特は三司鹽鐵副使、劉承珪が提舉在京諸司庫務、李溥が制置發運副使となる。林特は三司使に昇進し、十年間三司で茶法の運用に當たる。この間二度にわたり「會計錄」を上呈し自らの財政運用の成功を誇示している。李溥の場合、丁謂の關心事が道觀の經營に移つた天禧元年（一〇一七）に彈劾を受けて罷免されるまで、十年以上にわたつて發運使の地位にいた。發運使の任務は東南六路が産する財貨を都に運送し且つ茶鹽錢貨の利を統制することにある。彼はここで六〇〇萬石という江南からの漕運米の年間定額をはじき出す功績を上げてゐる。⁽¹²⁾ このように、一つの政策集團が長期間にわたつて何らかの施策を實施し得るためには、ある特定の差遣を一定期間獨占することが必要條件となつてくる。とりわけ専門的な知識と習熟を必要とする財政政策の運用に於いてはこの條件が必須となつてこよう。前述した三司使陳恕の例では彼一個人にすぎなかつたが、より洗練された政策集團として「丁謂黨」を見た場

附表 「丁謂黨」人の昇進

年 號 (西曆)	事 項	丁 謂	林 特	劉 承 珪	李 溥
景 德 二 年 (1005)	茶法改革開始 江南漕運米の歲 額600萬石に 景德會計錄上呈	權三司使	三司鑿鐵 副使	提擧在京 諸司庫務	發運副使
景 德 三 年 (1005)					
景 德 四 年 (1007)					發 運 使
大中祥符五年 (1012)		參知政事	權三司使	歿	
大中祥符六年 (1013)					
大中祥符八年 (1015)			玉清昭應 宮副使		
大中祥符九年 (1016)	會計錄上呈 (林特)	會靈觀使 平江軍節 度使			發 運 使
天 禧 元 年 (1017)					彈劾さる
天 禧 四 年 (1020)		平 章 事			
乾 興 元 年 (1022)	「丁謂黨」失脚	崖州司庫 參軍	落 職		

合、彼らが長期間にわたって財政關係の差遣を獨占し續けたのは當然であった。

彼らが姦人の黨として排斥を受けるのは乾興元年七月壬申のことであるが、『長編』卷九九には、林特(玉清昭應宮副使↓落職歸班)・祖士衡(禮部郎中知制誥↓落職知吉州)・章頰(侍御史知宣州↓比部員外郎監饒州酒稅)・蘇維甫(淮南江浙荆湖制置發運使↓知宣州)・黃宗旦(權戶部判官↓知袁州)・孫元方(權鑿鐵判官↓知宿州)・周嘉正(權鑿鐵判官↓知金州)・上官佖(戶部判官↓知晉州)・李直方(權磨勘司↓知潛州)と見え、「みな丁謂黨に坐す。」と締めくくる。このように、先に擧げた人物の他に三司判官以下の中にも多くの「丁謂黨」が存在していたことが知られる。丁謂の權力基盤が當時の三司の上に有ったことを物語っているといえよう。しかし既に見たように、この時期の三司官僚の任用には「資格」を基準とする任用の制限はまだ見られない。それでは、この「事件」以後三司に於ける官吏登用の實際はどのように變化していったかを次章で考察してみたい。

第三章 仁宗朝以降の財政官僚

冒頭に述べたように仁宗朝に入り資格任用による人事が確立し

てきたことは、個々の官僚の経歴を追跡することにより明かとなっている。特に三司という財政官廳の差遣が資格任用の體系に取り込まれて行く過程には、先に見た通り丁謂黨が三司を中心に勢力を保持したことへの反省が多少なりとも影を落としていたのではないかと考えられる。一黨を形成するほど長期間特定の差遣に止めないという方針が出されたのではあるまいか。それは一定の習熟を要求される財政官僚にとって、極めて厳しい措置であったことが想像される。

何れにせよ、この時期の三司使・副使の任期は短い、長くて三年、短ければ數ヶ月で轉任していく。この傾向が三司全體に及んでいたとすれば、大變な混亂が起きていたであろうことは想像に難くない。財政實務の習熟と、權力集中の回避の何れを重視すべきか。この時期「久任」という形で提起されたものに解決策を模索する様子が伺える。

『宋會要』職官六〇—二〇 久任官の項には、

仁宗慶曆七年（一〇四七）八月十二日、詔すらく、淮南發運副使許元は久任せしむ。

とある。許元は『長編』卷一四一 慶曆三年五月の條によると、

江淮の歲漕給せず、京師軍儲に乏し。大臣以て憂と爲す。樞密副使范仲淹言ふ、「國子博士許元獨り倚辦すべし。」

と。辛未、元を江淮兩浙荊湖制置發運判官に擢す。元曰く、「六路七十二州の粟を以て京師を足らす能はざるは、吾信ぜざる也。」と。至らば則ち江に瀕せる州縣に命じ三月の糧を留め、餘は悉くこれを發す。遠近次を以て相補ひ、千餘艘を引き轉漕して西す。未だ幾くならずして、京師食を足らす。元は宣城の人也。

とあり、その財政手腕を范仲淹に買われて發運判官となった者であることが解る。彼はその功績により發運副使、發運使と昇進を續けて行くが、『長編』卷一六九 皇祐二年一月壬辰の條には彼に進士出身を賜ることとなる。その記事に續けて、以下の記事が見える。

上嘗て執政に謂ひて曰く、「發運使は六路八十八州軍の廣きを總領す。その財貨調用幣帛錢穀粟歲ごとに千百萬、宜しく其の人を得て之を久任せしむべし。今許元纍りに上章して解を求む。朕これを思ふに、獎勵して以て其の才を盡

さしむるにしかず。」と。故に特にこの賜あり。

この時期、許元のとかくの汚行に對する非難が高まっていたが、仁宗は彼の財政における力量を考え慰留を圖つたと思(13)われる。

仁宗のこの許元「久任」について南宋の洪适は『盤洲文集』卷六十四「仁宗皇帝久任許元」の中でこう言っている。

臣聞くならず、漢の倉氏庾氏吏と爲るもの長子孫に至る。唐劉晏を用い鹽鐵諸使を領せしめ、二十餘歳を歴す。仁宗皇帝の許元を久任するは、實に漢唐と相符す。而して第を賜ひ職に除するは、獎勵の道又前代に過ぐる所以なり。蓋し中外百官一職に蒞み一事を掌し、旬月の間、或は遷し或は徙るも猶これを可とする也。惟だ、財計の臣のみ、其の官を久しくするに非ざれば、則ち首尾源流を知る能はず。若し其の坐をして席を暖めざらしめば、研桑の心計有るといへどもまた安んぞよく利を興し害を去りて錢流粟腐の效を致さんや。皇祐の聖政眞に後世の法たるべし。

彼は、他の官とは區別して「財計の臣」の長期にわたる留任を是認する。その理由はやはり財政という特殊な業務の習熟にあった。このように、仁宗が許元の特異な才能を理解していたことは後代洪适によって稱揚されてはいるのだが、それだけに「久任」という手法が急場をしのぐ爲の彌縫策である感は拭いきれない。

ここで第二章で見た司馬光の「論財利疏」を再び援用しつつ當時の任用實態を觀察してみたい。

夫れ民力を寛恤するは人を擢ぶに在りて法を立つるには在らず。若し守令人を得れば、則ち民力寛ぐること母からんと欲すると雖も其れ得べけんや。守令其の人に非ずんば而ち徒に苛法を立てたに人を擾する所以なるのみ。此の官を置きてより以來、今に於いて擧年臣これを民間に訪ぬるに、未だに其の困弊いささか前より瘳ゆるを聞かざる也。

然らば則ち今の術を爲すに奈何。曰く「材に隨ひ人を用ひて之を久任するに在り。其の本原を養ひて徐に之を取るに在り。浮冗を減損して之を省用するに在り」と。何ぞ「材に隨ひ人を用ひて之を久任するに在り」と謂ふや。夫れ人の材性はおのおの宜しき所有り。周孔の材と雖も徧く人の爲す所と爲る能はず。況や其の下においてをや。固より當

に其の長ずる所に就きて之を用ふべし。今、朝廷の人を用ふるは則ち然らず。其の出身資敍の何如を顧みるのみ。復た其の材の堪ふる所を問はざる也。……(中略)……

ここで司馬光は、「材(資質)に従ひ人を用ひ久任する」ことが本來のあり方であるとする。が、當時の任用は單に出身資敍のみを基準としたものであり、これによって様々な弊害が生じていると言う。官僚個々の適性を無視した任用法が當時はむしろ一般的であつたことが見て取れる。

ついで彼は本題とも言うべき財計の臣を任用するに當たつての改善策を建議する。

故に財用の匱しき所以の者は朝廷の錢穀に專曉せるの人を擇びて之と爲さざるに由る故なり。國初三司使或いは諸衛將軍諸司使を以て之と爲す。判官は則ち朝士の錢穀に曉き者は皆之と爲すを得、必ずしも文辭の士を用ひざるなり。先朝數路を以て人を用ひ、文辭の士は之を館閣に寘き、錢穀に曉き者は三司判官と爲し、刑獄に曉き者は開封府推判官と爲す。三者職業同じからず、趣舍おのおの異なり相い渉ること莫き也。然る後、人主時を以て引對訪問して以て之を察し、使令して以て之を試し、積久して以て之を觀、其の眞僞を覈し、其の臧否を辨じ、其の功效を考し、然る後之を進め之を退く。

彼の提起は極めて直截である。昨今財政が逼迫しているのは朝廷が財政に通じた人物を登用しないからである、と斷じらる。「先朝(眞宗朝)」の任用法は文辭・錢穀・刑獄の各々に明るい人物をその得意とする分野に配置し、能力を發揮させた。これはちょうど陳恕や丁謂黨の例を彷彿とさせる。これに對して、と司馬光の批判は續く。

近歲、三司使・副使・判官大率多く文辭の士を用ひて之と爲し、以て進用の資塗と爲して復た其の錢穀に習ふと習はざるとを問はざるなり。彼の文辭の士にして錢穀を習ふ者固より之有り。然れども専らにすること能はざるなり。是に於けるや簿書を以て煩と爲して省みず、錢穀を以て鄙と爲して問はざる者有り。又官に居る者出入遷徙郵舎の如き有り。或いは未だ盡くは吏人の面を識り、職業の主とする所を知る能はずして已に捨て去る。臣頃度支勾院に判たり

て甫めて二年なるのみ。上は三司使より下は檢法官に至るまで改易みな徧し。甚だしきは或いは數人を更歷す。恪勤の人夙夜心を盡くし以て其の職を治むと雖も、人情やや通じ綱紀ほぼ立たば則ち之を捨て去る。後來たる者意見各殊ならば、則ち鼻の爲す所に皆廢壞す。況や怠惰の人因循苟且に惟だ便身を思ひて公家を顧みざる者をや。此の如くにして太倉に紅腐の粟有り、水衡に貫朽の錢有るを望むも、臣未だ其の期を知らざるなり。

近年は、三司使・副使・判官といった本来財政のエキスパートが就くべき差遣に、文辭の士が出世の資格稼ぎに配屬されて來る。中には錢穀の事を馬鹿にして顧みない者も見られると言う。彼ら文辭の士がこれらの差遣を通り過ぎていく様子は、さながら宿驛の慌ただしさを想い描けばよいのであろうか。確かにこれでは財政の知識に通曉する以前に吏人の面體を憶える暇すら無いであらう。

財政差遣を官吏の出世コースに位置づける試みは、確かに高級官僚の財政實務に對する理解を醸成するには役立つであらう。しかし政策の理念と實態は往々に一致しないことがある。ハートウェル氏が指摘した財政官僚の職階制は充分に機能していたとは言えず、逆に大きな缺陷を露呈していたのである。

司馬光は財政不振の原因をこの官吏任用法の不備に求め、打開策を提示する。

臣愚以爲らく朝廷は宜しく朝士の錢穀に曉鍊なる者を精選すべし。其の始めて進む所以を問はず、或いは進士、或いは諸科、或いは門蔭、先ず之をして錢穀の小事を治めしめ、功有らば則ち之をして權發遣三司判官事たらしめ、三年に及んで之を察し、實效顯著なる者は然る後に權三司判官事を得、又三年更に實效有らば然る後に正三司判官と爲すを得。其れ實效無き者は皆常調に退歸し、復た收用することなかれ。其れ諸路轉運使は復た路分を以て相壓せず、之をして其の任に久しからしめ實效有る者は或いは權より正と爲し、轉運副使より轉運使と爲す。實效無き者は皆常調に退歸し、復た收用することなかれ。三司副使闕する毎に則ち三司判官及び諸路轉運使の功效尤も著しき者を選びて以て之に補す。三司使闕せば亦副使より選びて以て之に補す。三司使は其の任に久しからしめ、能く用度をして豊衍

ならしめ公私富貴なるものは其の秩を増すこと兩府と同じからしめ其の職を改むることなかれ。此の如くんば則ち異日財用の豊耗己を離れず之を它人に譲するを得ず。必ず努めて永久の規と爲さん。

ここで述べられているのは、資格用人法の重要な骨格を形成していた財政関連の差遣を、本来の財政官僚の手に取り戻すという改革である。財政官僚は財政の畑で専念させ、財政の差遣のみを昇進させるという考えは先の「久任」の發想に近い。

さて、果たしてこの改革は實效を上げたのであろうか。この後、『長編』卷二〇三 治平元年十二月丁巳の條に、

都官員外郎三司修造案勾當公事張徽は權發遣戸部判官たらしむ。都官員外郎知東明縣皮公弼は權發遣度支判官たらしむ。

という人事の發令の記事が見えるが、これに續けて、

近歲、三司官次を以て遷して任久ならず。凡そ天下財利の盈虚出入は能者これに居ると雖も未だ本末を究むるに及ばずして已に次を用つて他職に遷す。故に相習いて養資の假途を以て説と爲し其の職を事とせず。是に至りて中書奏して請うらくは其の尤も繁要なる者五員を擇び、資淺き人を用ひて久任せしめ、其餘は諸路轉運使・提點刑獄を待するを以て出入の資と爲さん。

と見え、後に細かな昇進の規則を記す。ここで述べられているのは、資格の浅い官僚を早くから三司の實務につかせ、「權發遣」の附いた職名を與える。そこで何年かの實務を「久任」させ、初めて三司判官の職につけるということである。また、『職官分紀』卷一三「三司」の項には

(治平)四年八月、三司に詔して、權發遣官五員を久任せしめ知州の内内より通選するを許す。如し已に知州を経し人は任に至りて二年に及ぶを候ち即ち再任せしめ提刑資序を理むるを與す。

と見え、この「權發遣」久任が實施に移された事が判る。だが、この施策は資格による序遷を全否定したのではなく、

資序の體系を色濃く引きずったものであった。むしろ、資序の體系を専門職の系列別に再編しようとする性格のものと言えよう。

この試みも神宗代に入ると、王安石による新法改革という大きなうねりの中に呑み込まれて行く。熙寧二年には制置三司條例司が置かれ、三司の職掌・権力は分散されることになる。この時、王安石が人材登用に於いて資格をどの様に扱ったかを簡単に述べておきたい。

この改革を貫くために守舊派を壓倒する人的配置を必要とした事は言うまでもないが、彼ら改革派が政治の中樞に進出するためにはやはり資格による序遷が妨げになつては行かない。王安石の政治理念が述べられている「萬言の書」というものがあるがその一節に彼の用人觀を見る事が出来る。⁽¹⁴⁾すなわち、

方今之を取るに既に其の道を以てせず、人を任ずるに至りては又其の徳の宜き所を問はずして其の出身の後先を問ひ、其の才の稱否を論ぜずして其の歴任の多少を論ず。文學を以て進む者は且く之をして財を治めしむ。已に之をして財を治めしむるや又轉じて之をして獄を典らしむ。已に之をして獄を典らしむるや又轉じて之をして禮を治めしむ。(下略)

ここで述べられている内容は先に擧げた司馬光の「論財利疏」のそれと甚だ近いものがある。適材を適所に配置することを怠り、「歴任の多少」に拘泥する事への批判がそれである。更に王安石はこう述べる。

朝廷の任使する所、其の資序にあらざるを見れば則ち相い議して之を訕る。任使の其の才に當たらざるに至りては、未だ嘗て之を非とする者有らざるなり。

現在の資序任用が才能重視の人事を阻む最大の障害であるという點について、この當時の識者に共通の理解が見られたことは特筆してよいだろう。更に王安石の主張を載せる。

且つ位に在る者數々徙れば、其の官に久しきを得ず。故に上は狃習して其の事を知ること能はず。下は肯て服馴して

其の教へに安んぜず。……(中略)……官を設くるに大抵皆當に其の官に久しからしむべし。部する所の者遠く、任ずる所の者重きに至りては尤も宜しく其の官に久しからしめ、而る後に其の爲すこと有るを責むべし。

彼の主張は先にも見た「久任」の獎勵にまで及ぶ。王安石・司馬光とも、當時の官吏任用法の缺陷については同一と言つていいほどの認識と危機感を抱いていたのである。

王安石が新法の實施に當たつて新法黨と呼ばれる官僚群を形成したことは知られるが、守舊派の反對を押し切つて斷行された政策を推進するこの官僚群は當然のように新進の若手が拔擢された。彼らは資格によるものとは異なる任用経路を切り開いたと言える。しかし新法の改革が頓挫し、王安石への批判が噴出する時代にあつては、司馬光すら待望した新たな任用法も王安石ゆえの非難を被ることになるのである。

第一章で見た『古今源流至論』前集、卷七「資格」の中に引用された『官制舊典』には、

王安石新進を引くを喜び能く集事すと號するに至り、遂に權知縣資序の人もて監司・郡守と爲し、初改官の選人も亦峻拔に預かる者有るに至る。

と見える。『直齋書錄解題』卷六「職官類」には『官制舊典』の解説を載せる。それによれば同書が新法による官制改革の後、混亂した官僚序遷秩序の整理と「祖宗の法」への復歸を狙つて書かれた類書の一であることが知られる。⁽¹⁵⁾

更に、資序の體系をつかむ上で有用な史料として『長編』⁽¹⁶⁾卷四〇四「元祐二年八月癸未の條」があるが、これも元祐年間に入って新法實施以前の官僚任用例を取索した際の上奏である。我々は皮肉にもこれらの史料を通じて資序の體系を知ると同時に、王安石時代に行われた官吏任用法の實態を見ることが出来るのである。

何れにしても王安石の行つた任用法が「小人登用の法」として否定されたことは、資格任用の缺陷を隠蔽し従前の資格による任用の贊美と回歸を促す結果となつた。三司が解體した時期にあつてこの任用法が如何なる變遷をたどつたかについては更に検討が加えられねばなるまい。

以上見てきたように、資格任用の是非を巡っては、主として財政差遣の人事を中心に様々な議論が戦わされてきている。眞宗朝、財政の差遣には三司生え抜きの専門家が長期にわたって在任しその運用に當たっていた。わけても陳恕はその傑出した能力と長期の在任によって、以後の三司の土臺を形成した。丁謂の一派が三司を中心に勢力を張り、茶法の改革を實施し得たのも彼らが長期に三司にポストを確保し得たからである。丁謂黨が失脚した時期と、資格任用の制度が財政差遣を取り込んで整備されてきた時期とが重なるのは何らかの關連が有るのではないかと筆者は憶測する。だが同時に人材の不足という資格任用の缺陷も露呈し始め、「久任」という特例を設けてその對策に當たる場合も見られた。缺陷といえはその最たるものは、財政差遣が高級官僚の昇進に缺くべからざる通路となってしまうことであろう。錢穀のことを卑賤視する官僚が三司の要職に就けば勢い三司の業務は停滯することになる。更に彼らの異動が常ならない状態であれば、現場の混亂は更に深刻なものとなっただろう。王安石の改革前夜、この混亂は誰もが等しく憂慮する問題と化していた。

このことは、言われるように職階制による財政手腕の習熟を官僚にもたらしたというものではない。むしろ一般の官僚が財政差遣を獨占することから、財政の深刻な停滯の引き金となったと言つて良いのではあるまいか。財政差遣を経た者が則ち財政官僚とは言えないことはもはや明かであろう。「財政官僚」の名は貴顯の地位に進む華やかな官僚達には似合ふまい。「汚行」を責められた發運使許元や彼の才能をたたえつつ自らもまた長らく監當官であつた詩友梅堯臣にこそふさわしく思えるのだ。⁽¹⁷⁾

さて、この時期資格にからめとられた三司には丁謂黨のように三司を基盤として實權を揮う財政官僚を輩出する力は残されていなかった。むしろ、資格を無視して人材を登用した王安石の一黨が、この三司を解體する方向へ赴いたのは當然

であったと言えるであろう。(18)

註

- (1) 周藤吉之「北宋に於ける三司の性格」・「北宋の三司の性格」『宋代史研究』、東洋文庫、一九六九所収。
- (2) 梅原郁『宋代官僚制度研究』、同朋舎、一九八五。
- (3) 『官制舊典』については後述するが、『直齋書錄解題』卷六に『祖宗官制舊典』三卷、直龍圖閣東萊蔡惇元道撰と見えるのがそれであろう。
- (4) 『宋代官僚制度研究』二八〇～二八二頁。
- (5) R. Hartwell, "Financial Expertise, Examinations, and the Formulation of Economic Policy in Northern Sung China," *Journal of Asian Studies* XXX-2, 1971.
- (6) 呂中の『大事記講義』二十三卷は餘り一般的な史料とは言えないかも知れない。『四庫全書總目提要』史部史評類に見え、「凡政事制度及百官賢否具載於編。論中所議選舉資格及茶鹽政制諸條、頗切宋時裨政。」とある。
- (7) 陳恕『宋史』卷二六七に本傳を載せる。
- (8) 司馬光「論財利疏」は四部叢刊『溫國文正司馬公文集』卷二三に載せる。この上疏は『長編』卷一九六 嘉祐七年五月丁未朔の條に見える。
- (9) 丁謂らの南人官僚の眞宗朝に於ける活動については、周藤吉之『宋代官僚制と大土地所有』（社會構成史體系）一九四八、吉岡義信「北宋初期における南人官僚の進出——特に王欽若・丁謂の場合——」、『鈴峰女子短期大學研究集報』二、一九五五を参照。
- (10) 佐伯富「宋初における茶の專賣制度」・「宋代林特の茶法改革について」、『中國史研究』第一・二に收錄。
- (11) 『宋史』卷二八三、丁謂本傳に「淳化三年、登進士甲科、爲大理評事、通判饒州。踰年、直史館、以太子中允爲福建路採訪。遷上茶鹽利書、遂爲轉運使。除三司戶部判官。峽路蠻擾邊、命任體量。還奏稱旨、領峽路轉運使。蠻地饒粟而常乏鹽、(丁)謂聽以粟易鹽、蠻人大悅。」と見える。また『宋史』卷二八三 林特附傳には「梁鼎制置陝西青白鹽。前後上議異同、眞宗選(林)特與知永興軍張詠同商利書、所奏合旨。」とある。内藏庫と劉承珪の關係については、梅原郁「宋代の内藏と左藏」、『東方學報』(京都)四二、一九七一参照。
- (12) 『宋史』卷二九九 李溥本傳には「江淮運米輸京師、舊止五百餘萬斛、至溥乃增至六百萬、而諸路猶有餘蓄。」とある。
- (13) 發運使許元の「汚行」の内容を『長編』卷一七二 皇祐四年二月戊寅の條から見てみると、「上謂輔臣曰、東南歲比不登、民力匱乏。嘗詔損歲漕百萬石。今發運使施昌言・許元乃欲分往兩浙江南、調發軍儲。是必謀誅剝疲民求羨餘、以希進爾。……」とあり、不作にともなう苛斂誅求が指摘されている。また許元の罷免に当たっての批判を『長編』卷一七七

至和元年（一〇五四）十一月丙寅の條から見ると、「徙淮南江浙荆湖制置發運使工部郎中天章閣待制許元知揚州。元在淮南十三年，急於進取，多聚珍奇以賂遺京師權貴。尤爲王堯臣所知。治所在眞州。衣冠之求官舟者，日數十輩，元視勢家要族立推巨艦與之。小官俾獨伺候歲月有不能得。人以是憤怒。而元自謂當然，無所愧憚。」

と見え、權勢家への贈賄行爲が糾彈されている。こうして見ると許元という人物の印象は晝に描いたような瀆職家になつてしまふ。筆者は嘗て、詩人であり財政官僚としては小官であつた梅堯臣が許元との間に交わした詩作を手がかりとして許元の實像に迫ろうと試みたことがある。（北宋仁宗期の中下級官僚に就いて——詩人梅堯臣と財政官僚許元との交流を通じて見たる——『响沫集』5）参照して頂ければ幸いである。

(14) 「萬言の書」と書いたが『王文公文集』（上海人民出版社、一九七四）卷一に「上皇帝萬言書」とあるのがそれである。

(15) 『官制舊典』は『直齋書錄解題』卷六に『祖宗官制舊典』三卷、直龍圖閣東萊蔡惇元道撰。大略以爲、元豐用官階寄祿、雖號正名、而流品混淆、爵位輕濫。故以祖宗舊典與新制參稽並攷而論其得失。……とある。その後、『官制舊典正誤』、

『國朝官制沿革』、『職官記』、『官制新典』などの書名が見えるのが、同様の趣旨で當時著されたものであろう。

(16) 同條は、「文彥博奏、臣近面奉聖旨、具自來除授官職次序一本進呈。……」との書き出しで始まる。

(17) 註(13)を参照。

(18) 王安石の新法實施下における財政官僚の在りようについての論考は熊本崇「薛向略傳——北宋財務官僚の軌跡——」『集刊東洋學』五一、一九八四がある。